

【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_18  
【届出\_根拠規範】 13\_東京都江東区\_1\_19

○江東区保育所等における保育に関する要綱

平成10年3月27日  
江厚保発第546号

目次

- 第1章 総則(第1条—第11条)
- 第2章 利用調整会議(第12条—第15条)
- 第3章 延長保育(第16条—第23条)
- 第4章 その他(第24条)
- 附則
  - 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定に基づく保育所における保育、同条第2項の規定に基づく保育を必要とする児童に対し必要な保育を確保するための措置及び同条第3項の規定に基づく保育所等の利用の調整等の実施に関し、江東区保育所等における保育に関する規則(平成10年3月江東区規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用指数)

第2条 規則第6条第2項の規定による利用指数は、別表第1に定める保育の利用基準表により保護者それぞれの基準指数を合算した世帯基準指数と別表第2に定める調整指数を合算したものである。

2 前項の利用指数が同一のときは、別表第3に定める順位により決定するものとする。

(保育の利用期間)

第3条 保護者が保育を利用できる期間は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第8条各号に定める期間とする。

(保育所等における保育の利用の申込みの制限)

第4条 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望する保護者は、規則第5条の規定による申込み(規則第8条の規定により準用する場合を含む。)をするときは、当該保護者の親族が勤務する保育所等を、利用を希望する保育所等とすることができない。

(保育所等における保育の利用の申込みの取下げ)

第5条 規則第5条の規定による保育所等における保育の利用の申込みを行った者は、当該申込みを取り下げるときは、保育所等利用申込取下書(別記第1号様式)を江東区の福祉に関する事務所設置条例(昭和40年3月江東区条例第5号)に規定する福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)に提出するものとする。

(保育所等における保育の利用の不決定)

第6条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第6条第1項の規定による利用の調整により保育所等における保育の利用を決定しない。

- (1) 児童が、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由(以下「保育利用基準」という。)に該当しないとき。
- (2) 希望する保育所等の定員に空きがないその他の理由により保育所等における保育の利用ができないとき。

(保育所等における保育の利用の承認の取消し等)

第7条 福祉事務所長は、規則第7条第1項の規定により保育所における保育の利用を承認した又は同条第2項の規定により認定こども園若しくは家庭的保育事業等による保育の利用を要請した児童について、保育所等の利用の開始日までの間に次の各号のいずれかに該当した場合は、保育所における保育の利用の決定を取り消し、又は認定こども園若しくは家庭的保育事業等による

の初日の前日において満3歳から5歳までの管外の児童が当該年度の4月から保育の利用を希望する場合は、2次募集から利用調整の対象とする。

6 福祉事務所長は、管外の児童の保護者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童の保育の利用を決定しないものとする。

- (1) 育児休業を取得している場合
- (2) 求職中である又は就労が内定している場合
- (3) 就学が内定している場合

## 第2章 利用調整会議

(利用調整会議の目的)

第12条 利用調整会議は、保育所等における保育の利用事務の適正な運営を確保し、保育所等における保育を必要とする児童を的確に把握することにより、保育所における保育の利用予定児童及び認定子ども園又は家庭的保育事業等による保育の利用要請児童の適正な決定を行うことを目的とする。

(利用調整会議の構成及び招集)

第13条 利用調整会議は、福祉事務所長、保育課長、入園係長及び保育事務担当職員をもって構成し、福祉事務所長が招集する。

(利用調整会議の開催)

第14条 利用調整会議は、必要の都度福祉事務所長が招集し、開催する。

2 保育所における保育の利用予定児童及び認定子ども園又は家庭的保育事業等による保育の利用要請児童の決定は、利用調整会議の結果によらなければならない。

(利用調整会議の記録)

第15条 利用調整会議の判定結果については、保育事務担当職員が利用調整会議資料に基づき記録し、保管する。

## 第3章 延長保育

(対象児童)

第16条 保育所(私立保育所及び公設民営保育所を除く。以下この章において同じ。)における延長保育の利用の対象となる児童は、既に保育所における保育を利用している児童(利用を予定する児童を含む。)のうち、保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、延長保育の利用を必要とする児童とする。

(指定保育所)

第17条 延長保育を実施する保育所は、地域の需要状況等を勘案し、福祉事務所長が指定する。

(定員)

第18条 延長保育の利用の対象となる児童の定員は、1施設につき20人以内とする。

(延長保育の利用時間)

第19条 延長保育の利用時間は、午後6時30分から午後7時30分までとする。

(延長保育の利用の申込み)

第20条 延長保育の利用を希望する保護者は、延長保育利用申込書(別記第4号様式)に必要な書類を添えて、福祉事務所長に申し込まなければならない。

(延長保育の利用の決定)

第21条 延長保育の利用の決定は、福祉事務所長が利用調整会議における審議により、延長保育利用指数(別表第4に定める延長保育利用基準表により保護者それぞれの基準指数を合算した世帯基準指数と調整指数を合算したものをいう。)の高い者から順次決定する。

2 前項の延長保育利用指数が同一のときは、別表第5に定める順位により決定する。

3 第1項の決定に際し、福祉事務所長は保育所長から意見を聴くことができる。

4 福祉事務所長は、第1項の規定により延長保育の利用を決定したときは、延

関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この規程による保育所等における保育の利用に係る手続は、この規程の施行の日以後の保育の利用に係るものに限り、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

保育の利用基準表

番号	事由		保護者(父母)の状況		基準指数
1	就 労 ( 居 宅 外 )	外勤又は居宅外自営	月20日以上	8時間以上の就労を常態	12
				7時間以上8時間未満の就労を常態	11
				6時間以上7時間未満の就労を常態	10
				5時間以上6時間未満の就労を常態	9
				4時間以上5時間未満の就労を常態	8
				月16日以上	8時間以上の就労を常態
			20日未満	7時間以上8時間未満の就労を常態	9
				6時間以上7時間未満の就労を常態	8
				5時間以上6時間未満の就労を常態	7
				4時間以上5時間未満の就労を常態	6

		育児休業	復職予定月が入園希望月以前の場合	外勤に準じる	
			復職予定月が入園希望月の翌月以降の場合	5	
2	就 労 ( 居 宅 内 )	内勤又は居宅内自営	月20日以上	8時間以上の就労を常態	12
				7時間以上8時間未満の就労を常態	11
				6時間以上7時間未満の就労を常態	10
				5時間以上6時間未満の就労を常態	9
				4時間以上5時間未満の就労を常態	8
				月16日以上20日未満	8時間以上の就労を常態
		7時間以上8時間未満の就労を常態	9		
		6時間以上7時間未満の就労を常態	8		
		5時間以上6時間未満の就労を常態	7		
		4時間以上5時間未満の就労を常態	6		
		内職	月収3万円以上を常態		4
		3	出産	出産予定月の前2か月から後2か月までの期間内にある方	
疾病	入院			入園希望月初日から引き続き1か月以上の入院	12
	居宅内療養		常時病臥	自宅で一日の大半を病	12

				床に臥していることが常態	
			精神性	精神障害者 保健福祉手帳3級程度以上	12
				上記以外の程度	6
			一般療養	安静を要する状態(常時病臥ではない。)	7
				通院加療	3
	<u>障害</u>	<u>身体障害者手帳1・2級(聴覚又は言語障害は1～3級)</u>			12
		<u>愛の手帳1～3度 精神障害者保健福祉手帳1～3級</u>			
		<u>身体障害者手帳3級(聴覚又は言語障害4級) 愛の手帳4度以下</u>			7
		<u>身体障害者手帳4級以下</u>			3
4	施設等介護	右の介護状況が常態であること		週5日以上 の6時間以上	10
				週5日以上 の4時間以上 6時間未満	9
				週4日以上 の6時間以	8

				上	
				週4日以上 の4時間以上 6時間未満	7
				週3日以上 の6時間以上	5
				週3日以上 の4時間以上 6時間未満	3
	自宅介護	全介護を必要とする者を介護する場合			12
		一部介護を必要とする者を介護する場合			8
		支援を必要とする者を介護する場合			6
		上記以外の介護を必要とする者を介護する場合			3
5	災害	災害復旧のために保育に当たれない場合			12
6	就労(就学)内定	既に就労(就学)が決まっている場合			5
	求職中	求職のために、外出し保育に当たれないことが常態			4
7	就学	学校教育法に定める学校(各種学校を除く。) ・職業訓練校に通学			11
		各種学校に通学			8
		その他の学校に通学(週4日以上、1日4時間以上のカリキュラム)			5
<u>8</u>	<u>不存在</u>	<u>死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁等</u>			12

備考

- 1 保護者が保育を必要とする事由が2以上ある場合は、主たる事由が入所希望月以降も継続するものとして、その主たる事由を基準指数とする。
- 2 番号1及び2の就労時間には、休憩時間を含み、残業時間及び通勤時間は含まないものとする。
- 3 番号1又は2において、就労実績(給与実績)が1か月に満たない場合は、別表第2の番号4で定める調整指数を適用する。
- 4 番号1の育児休業は、入所月中に復職することを要件とする。
- 5 番号3の疾病の精神障害者保健福祉手帳3級程度以上の”程度”とは、診断書にその程度について級数が明記されている場合をいう。

別表第2(第2条関係)

1 保護者及び児童個人に関わる調整指数

番号	条件	指数
<u>1</u>	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級の1つに該当する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合	+3
<u>2</u>	保護者が聴覚若しくは言語に関して身体障害者手帳3級に該当する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合	+2
3	保護者が入院又は常時病臥・精神性疾病・感染症で居宅療養している場合 *保護者の事由が「疾病」又は「障害」の場合に限る。	+1

4	就労実績及び収入実績に整合性のない場合 *保護者が居宅外自営若しくは居宅内自営で給与形態が出来高若しくは売上げによる場合に収支報告書を未提出のとき又は保護者が外勤の場合で勤務を開始していることが確認できるものの1月分を満たす就労実績(給与明細等の提出)が確認できないときを含む。	-4
<u>5</u>	申込児童が、身体障害者手帳1・2級(聴覚又は言語障害1～3級)、愛の手帳1～3度の1つに該当する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合(ただし、江東区要支援児保育審査会において集団保育が可能と認められた場合に限る。)	+1

2 保護者世帯に関わる調整指数

番号	条件	指数
<u>6</u>	生活保護を受給している世帯(保護者が求職中の場合を除く。)	+1
<u>7</u>	ひとり親世帯又は父母不存在世帯(祖父母同居を含む。)(ただし、ひとり親世帯の場合、保護者が求職中の場合を除く。)	+1
8	江東区内の小規模保育事業を行う施設の2歳児クラスの	+3

備考

- 1 加算又は減算は、基準指数に対して行う。
- 2 保護者から調整指数に該当することを証明する書類が提出された場合に適用する。
- 3 番号1、2及び5の「同程度の障害」とは、診断書にその程度について級数が明記されている場合をいう。
- 4 重複して加算又は減算するものとする。ただし、番号3については、番号1又は2は重複して加算しない。
- 5 番号13については、4月の入園の場合は、0歳児クラスの申込みにあつては12月末まで、1歳児クラスから5歳児クラスまでの申込みにあつては10月末までに一時退園していることを要件とする。
- 6 児童虐待により児童の生命に危険がある等特に福祉事務所長の認める場合は、加算を行う。

別表第3(第2条関係)

保育の利用に係る優先順位

順位	要件
1	保護者が江東区民である場合(入所希望月の前月未までの転入予定者を含む。)
<u>2</u>	<u>ひとり親世帯</u>
3	単身赴任世帯(保護者のいずれかが単身赴任、海外勤務等により、入所希望月から6月を超えて継続して不在の場合であつて、他方の保護者が別表第1の1、2又は6(就労内定に限る。)の事由に該当する世帯に限る。)
4	世帯基準指数の高い世帯
5	児童を職場に同伴していない世帯(火気、刃物、劇物、機械等の危険物を扱う仕事に従事している世帯は、同伴していても同伴していない世帯)

	とみなす。ただし、児童が危険な場所に立ち入らない場合は同伴とみなす。) *危険な業種の判定は、就労状況申告書等の内容から利用調整会議において協議する。
6	別表第2の8の条件に該当する場合
7	別表第2の12の条件に該当する場合であつて、継続して預けている期間の長い世帯 *期間の算定基準日は、12の条件に該当することとなった初日(就労開始日、育児休業復職日、就学開始日等)とし、基準日以降も継続して認可外保育施設等に預けていることを要件とする。 *次の要件を満たす場合は、それぞれ算定期間を通算する(いずれの場合も要件を証明できる書類を提出した場合に限る。) ・期間中に転職した場合であつて、離職日と就労開始日との間に未就労の期間がないこと。 ・認可外保育施設等を転園した場合において、退園日と入園日との間に預けていない期間がないこと。
8	別表第2の9の条件に該当する場合
9	別表第2の11の条件に該当する場合
<u>10</u>	<u>保護者が別表第1の3(出産を除く。)、4又は5の事由に該当する世帯</u>
11	養育している児童(18歳未満)の人数の多い世帯
12	区内に住所を有する65歳以下で児童の保育に当たることができる祖父又は祖母のいない世帯
<u>13</u>	経済的困窮度の高い世帯 *前年度の住民税額で判定するものとし、前年

	<u>度の住民税額を確認できる書類(住民税課税(非課税)証明書等)の提出ができない場合又は未申告により住民税額が確認できない場合は、最高額と判定する。</u>
14	江東区に引き続き居住している期間が長い世帯(保護者のいずれか長い方を適用する。)

別表第4(第21条関係)

延長保育利用基準表

＼	保護者の状況・条件			指数			
<u>基準指数</u>	就労(居宅外)	延長保育利用 時間帯に保育 を必要とする 状況	週5日又は1か月20日以上	+10			
			週4日又は1か月16日以上20日未満	+9			
			週3日又は1か月12日以上16日未満	+8			
			週2日又は1か月8日以上12日未満	+6			
			週1日又は1か月4日以上8日未満	+4			
			就労(居宅内)	延長保育利用 時間帯に常に 保育を必要と し、かつ、繁 忙状況が継続 している状況	中心者	週5日又は1か月20日以上	+10
						週4日又は1か月16日以上20日未満	+9
	週3日又は1か月12日以上16日未満	+8					
		週2日又は1か月8日以上12日未満			+6		

		日未満	
		週1日又は1か月4日以上8日未満	+4
	協力者		+4
	<u>別表第1の8の事由に該当する場合</u>		+10
	その他福祉事務所長が特に必要があると認める場合		+4～+10
<u>調整指数</u>	産休取得により延長保育の利用を辞退した者(保護者のこどもが卒園している場合を除く。)のうち、復職に伴い再び申込みを行う場合		+3
	<u>別表第2の7の条件に該当する世帯</u>		+1
	延長保育の利用時間帯に有料で他の保育サービス等を利用している世帯		+1
	利用を希望する保育所における保育を既に利用している場合		+1
	延長利用ができない場合においては、保育所を利用しない(延長優先)という申込みを行っている世帯		+1
	退所時間が18時45分を超えない場合		-1
	同居の65歳以下の祖父母が、延長保育の利用時間帯において、申込児童の補完的な保育を行うことができる状態にある世帯		-3
	管外受託である場合		-5
	別表第2の17の条件に該当する場合		-5
	別表第2の18の条件に該当する場合		-10
	その他福祉事務所長が特に必要があると認める場合		+1～+10

別表第5(第21条関係)

延長保育の利用に係る優先順位

順位	要件
1	延長保育の利用を希望する保育所における保育を既に利用している場合